

福岡県公報

平成20年12月10日
第 2 9 0 7 号

目 次

告 示 (第2002号 - 第2016号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課) 4
土地改良事業計画の変更の同意	(農村整備課) 4
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) 5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) 6
公 告		
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 6
一般競争入札の実施	(総務事務センター) 8
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)10

建設業の営業の一部停止	(建築指導課)11
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)11
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)12
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)12

公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許試験課)12
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部運転免許試験課)13
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部生活経済課)13

告 示

福岡県告示第2002号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年11月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人久賀島歴史文化資料館(しま資料館)
 - (2) 代表者の氏名
中尾 三郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区赤坂一丁目6番43号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、長崎県五島列島久賀島歴史資料館を設立することを発端として歴史

・文化を学習し国際的な視野を広げた上での持続的な交流を創造し、各地域の特性を生かした魅力の創出、離島における高齢者の生活文化と地域の変容に対応した環境づくり、「個」産業の創出、地域の活性化への寄与を目的とする。

福岡県告示第2003号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ハートスターション

(2) 代表者の氏名

藤本 薫枝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区小笹3丁目8番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会全般に対して、一人一人が自由で健やかな生活を営むため、人と関わり繋がっている場をつくり、グループワークや教育、研修、就労支援、メンタルヘルスの支援で、自己成長と真に自立（律）した人の育成と、関わる人びとの触れ合い交流を促進する事業を行い、社会貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2004号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ミュージアム研究会

(2) 代表者の氏名

高田 浩二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区平尾1丁目13番8-1002号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、九州・沖縄の子どもたちから大人たちに対して、環境教育・自然や教育についての研究に関する事業を行い、地域の教育及び地球環境問題解決に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2005号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ドリームピエロ

(2) 代表者の氏名

幸松 哲夫

(3) 主たる事務所の所在地

(変更前) 熊本県菊池郡菊陽町津久礼131番地5

(変更後) 福岡県福岡市早良区野芥3丁目8番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供から大人、お年寄りを含めた不特定多数の人々に対して、パントマイム等によるイベントに関する事業を行い、地域住民の心のふれあいと交流に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2006号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人ワンストップリーガルネットくるめ

(変更後) 特定非営利活動法人ワンストップリーガルネット

(2) 代表者の氏名

有馬 良信

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市旭町51番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもや女性を含む地域住民、企業、団体及び在住外国人に対し、雇用問題や子どもをめぐる諸問題など広い分野において、総合的なリーガルサポートに関する事業を行い、円滑な社会生活、地域活性化及び人権の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2007号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人むなかた子ども劇場

(2) 代表者の氏名

人見 理恵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市稲元2丁目5番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市及びその周辺地域の市民に対して、優れた舞台芸術などの文化を体験する事業、豊かな自然体験や社会体験ができる時間・空間・仲間をつくる事業などを行い、子どもとおとながともに育ちあう環境づくりに寄与することを目的とします。

福岡県告示第2008号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州ふるさと福祉会

(2) 代表者の氏名

金 福年

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区大字新道寺887番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護者等の地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び居宅サービス事業並びに、在宅福祉サービス事業などを行うことにより自立支援や家族の介護負担軽減を図り、豊かな地域福祉社会づくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2009号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人秋桜

(2) 代表者の氏名

大場 謙司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区青山三丁目18番11号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、介護保険対象者にホームヘルプサービスやケアプラン作成サービスを提供する事業、及び、介護保険対象者以外の高齢者や障害者、その他の日常生活の支援を必要とする方々に生活支援サービスを提供する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、介護保険法の対象者にホームヘルプサービスやケアプラン作成サービスを提供する事業、及び、障害者自立支援法の対象者にホームヘルプサービスを提供する事業、並びに、介護保険法や障害者自立支援法の対象外の高齢者や障害者等、その他の日常生活の支援を必要とする方々に生活支援サービスを提供する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2010号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡県中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡県中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 久留米市田主丸町田主丸460-7 株式会社福岡銀行田主丸支店	平成20年12月22日
旧			福岡県中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 久留米市田主丸町田主丸533-8 株式会社福岡銀行田主丸支店	

福岡県告示第2011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定に基づき、次のように

市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同条第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
久留米市	農業用排水施設整備事業 (城島地区)	平成20年11月26日
久留米市	農道整備事業 (城島地区)	平成20年11月26日

福岡県告示第2012号

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程(昭和48年9月福岡県訓令第16号)第135条の規定により次のように告示する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
大石 繁春
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県行橋市大字道場寺1439 - 87
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成20年9月30日

福岡県告示第2013号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル八女店
- (2) 所在地 福岡県八女市蒲原829 外

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (7) その他

ア 公道より望見できる建物・看板(幟旗等含む)・塀・敷地面等の色彩は、極力彩度および明度を落とし、できれば無彩色とすること。

イ 看板等の屋外広告物は、なるべく高さおよび面積を抑えること。

ウ 公道より望見できる室外機等の屋外設備は、覆い等により隠すこと。その際、覆いの色彩についても「ア」と同様とすること。

福岡県告示第2014号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年11月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパードラッグコスモス穂波店

(2) 所在地 福岡県飯塚市太郎丸933

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数 (台)	駐車場の位置	収容台数 (台)
福岡県飯塚市太郎丸933	179	福岡県飯塚市太郎丸933	110

福岡県告示第2015号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年11月14日農林水産省告示第1510号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2016号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年11月29日農林水産省告示第1585号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに前原市役所及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 - タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号 (福岡県庁総合売店内)
ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
ウ 電話 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成21年1月9日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成21年1月9日(金)までに次の③の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年1月28日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成20年12月10日（水）から平成21年1月20日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 受領期限
平成21年1月28日（水）午後5時00分
- (3) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階
福岡県総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時
平成21年1月29日（木）午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、すべての同意が得られない場合及び郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
5:00 P M on January 28, 2009
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成20年11月28日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 王照開発	宮若市高野608 - 3	中川 幸利	平成17年3月7日 福岡県知事(般 - 16) 第52850号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成20年12月11日から平成20年12月17日までの7日間

4 処分の原因となった事実

株式会社王照開発は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業(土木一式工事)の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年11月28日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 日ノ出建設工業	飯塚市鯉田1601 - 10	村山 朝子	平成18年6月24日 福岡県知事(般 - 18) 第46540号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成20年12月11日から平成20年12月17日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社日ノ出建設工業は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業(土木一式工事)の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで「公益法人等が所有する自動車に係る自動車税の減免について」(昭和55年4月14日55税第75号総務部長通達)の改正を行ったので、次のとおり

告示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）等の制定に伴い、公益法人に関する制度が改められることにより、当該通達の一部改正を行ったものです。これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 通達の施行

平成20年12月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで「商品中古自動車に係る自動車税の減免について」（昭和63年5月24日63税第193号総務部長通達）の改正を行ったので、次のとおり告示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）等の制定に伴い、公益法人に関する制度が改められることにより、当該通達の一部改正を行ったものです。これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 通達の施行

平成20年12月1日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで「不動産取得税の減免について」（昭和56年3月30日55税第1316号総務部長通達）の改正を行ったので、次のとおり告示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成20年12月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）等の制定に伴い、公益法人に関する制度が改められることにより、当該通達の一部改正を行ったものであり、併せて、「救急救命士養成所に係る不動産取得税の減免の取扱について」（平成4年12月28日4税第673号総務部長通達）を本通達に統合し、当該通達を廃止したものです。これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 通達の施行日

平成20年12月1日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第21号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年12月10日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、警察本部運転免許管理課（以下「運転免許管理課」という。）において法第107条の7第2項に規定する国外運転免許証の交付の申請を行うに当たりやむを得

ない特別の事情がある場合は、当該届出を運転免許管理課で行うことができる。

第28条第4項中「警察本部運転免許管理課（以下「運転免許管理課」という。）」を「運転免許管理課」に改める。

第28条の2第1項中「（沖縄県公安委員会を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成21年1月4日から施行する。

福岡県公安委員会告示第396号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第4条第2項第1号及び第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年12月10日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

(1) 第28条関係

本条は、運転免許証の記載事項変更の届出窓口に関する規定であり、行手条例第4条第2項第1号の組織について定める規則等に該当すること。

(2) 第28条の2関係

平成19年6月2日の改正では、県外からの免許証記載事項変更時の写真添付不要を各県とオンライン化されていなかった県を除いて定めたもので、オンライン化された際、当然に添付不要の対象となることを予想していたものであり、行手条例第37条第4項第8号のその他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に対応すること。

以上のことから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布の日

平成20年12月10日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

fukuoka.jp/)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第398号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第52号）の施行に伴う処分基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成20年12月10日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成20年11月27日から同年12月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活経済課に備え置く。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています